

令和4年4月26日

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

本日開催された関係閣僚会合において、標記緊急対策がとりまとめられました（別添1）。

これを受け、環境省において、既存予算を活用し、「既存住宅の省エネ改修等くらしの省エネ推進支援緊急対策」（別添2）を実施いたします。

（別添1）「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の抜粋

（別添2）既存住宅の省エネ改修等くらしの省エネ緊急対策

<緊急対策に係る問い合わせ先>

大臣官房会計課 中野、村越

TEL 03-5521-8218（直通）

大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室 近藤

TEL 03-5521-8326（直通）

地球環境局地球温暖化対策課 関山

TEL 03-6457-9099（直通）

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の抜粋

Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1．エネルギー

● 省エネルギーの推進

- 住宅の断熱改修など、より即効性のある形で、省エネ対策等を実施する。
- 脱炭素への行動や省エネ性能の高い商品の購入等に付与する「グリーンライフ・ポイント」の促進を図る。

既存住宅の省エネ改修等くらしの省エネ推進支援緊急対策



既存住宅の省エネ改修の支援対象を拡充するなど、くらしの省エネ推進支援に関する緊急対策を実施する。

事業概要

くらしの省エネ推進支援の緊急対策として、既存住宅の省エネ改修等に関する補助対象の拡充（主要居室のみの部分断熱改修、断熱と併せて行う集合住宅共用部のLED切替）などを実施する。

< 拡充の内容 >

(1) 既存住宅の省エネ改修に関する補助対象の拡充

- ・従来の要件（全ての窓改修等）を一部拡充し、主要居室のみの部分断熱改修を補助対象に追加
- ・集合住宅について、断熱改修と併せて行う共用部のLED切替を補助対象に追加

<対象となる補助事業>

- 集合住宅の省CO2化促進事業及び戸建住宅ZEH化等支援事業のうち、断熱リフォーム支援事業
- ・既存戸建住宅の断熱改修（補助率1/3（上限120万円/戸））
（断熱改修に併せて行う蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機、熱交換型換気設備等の設置に別途補助）
 - ・既存集合住宅の断熱改修（補助率1/3（上限15万円/戸））
（断熱改修に併せて行う熱交換型換気設備、共用部のLED切替の設置に別途補助）

(2) 施設等での再エネ利用とレジリエンスを高める蓄エネ設備導入への優遇措置等

- ・再エネ余剰電力を蓄え、電力供給が不足する時間帯に活用可能な蓄エネの導入について、一定の優遇措置（優先採択）等を実施

<対象となる補助事業>

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 等

(3) 「食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業」の促進のための広報・周知の推進

- ・以下の広報・周知の取組を通じ、グリーンライフ・ポイントの促進を図る
 - －対象事業の提案採点時において、広報・周知に関する配点加点を実施
 - －グリーンライフ・ポイントwebサイトや、ポイント発行に取り組む事業者・自治体等の協議会を設置し、各事業者・自治体等の取組等を情報発信

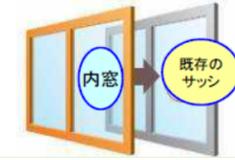
<対象となる補助事業>

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業

< 拡充 (1) のイメージ >

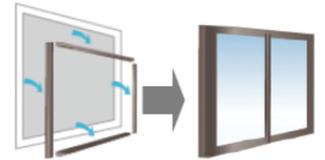
内窓設置

既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置



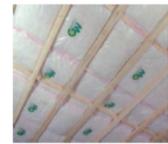
外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け



天井の断熱改修

既存天井の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工



既存天井をそのままに吹込断熱等を施工



外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工



補助対象の拡充

主要居室の部分断熱改修も対象



断熱改修と併せて行う集合住宅の共用部のLED切替も対象

